



平成 28 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 大阪有機化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 鎮目 泰昌
(コード番号 4187 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部 IR 広報担当
永松 茂治
(TEL. 06-6264-5071)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 26 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 31 条(社外取締役との責任限定契約)および第 43 条(社外監査役との責任限定契約)に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="268 338 647 369">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="165 409 539 441">(社外取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="150 445 767 611">第31条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="268 754 647 786">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="165 826 539 857">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="150 862 767 1028">第43条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="909 338 1289 369">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 409 1126 441">(取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="794 445 1412 678">第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="909 754 1289 786">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 826 1126 857">(監査役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="794 862 1412 1059">第43条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>

別紙以上